法第４０条、岐阜県建築基準条例第６条（がけに近接する建築物の制限）

がけ近接建築物制限の運用

がけに近接する建築物の制限は次のとおりとする。

① 条例第６条第１項の「小段等により上下に分離するがけ」とは、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対して３０度以上の角度をなす面の上方に上層のがけの下端があるときをいう。

② 条例第６条第１項の「当該がけの上端から下端までの水平距離の中心線からそのがけの高さに相当する水平距離」とは、建築物の外壁又はこれに代わる柱までの距離をいい、軒庇等を含まない。

